

第2部 各論

5 労使関係

36年には労働組合の組織は、雇用の増加に伴う既設組合内での組合員の増加と中小企業を中心とする組織化の一層の進展を反映して、24年以来最大の組合員数の増加をしめし、雇用労働者中にしめる組織労働者の割合(推定組織率)も31年以来はじめて上昇に転じた。

また労働運動は、指導理念の面においても、闘争の面においても、全般的に現実的な方向をたどり、安保条約改訂反対闘争や三井三池争議の行なわれた前年とはかなり異なつた動きがみられた。労働組合運動の基調をみると、総評においては経済闘争重視の傾向が強まり、全般的に現実的な傾向を強め、また全労は引続き経済主義の立場を持続した。闘争の面においても、前年の安保条約改訂反対闘争のような政治ストや三井三池争議のごとき激烈な争議に発展したものはみられず、これにかわつて大幅な賃上げ要求を中心とする経済闘争が活発に行なわれた。なかでも春季闘争は、その規模においても、またその獲得した賃金の額が高かつたことにおいても、近年にないものであり、ほぼ満額を獲得した夏の全織争議とともに注目された。またこれら賃上げ闘争とならんで積極的にとりあげられた合理化反対・時間短縮闘争も36年の注目すべき動きといえよう。

以下36年の労働組合組織の進展と労働争議の状況をみるとともに、その推移をやや長期的に考察することとする。

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

1) 労働組合員数の大幅増加

(イ) 組合員数の動き

労働組合員数は、35年にも近年にない大幅な増加をしめしたが、36年にはさらにこれを上回る著しい増加をしめした。36年6月末現在の労働組合数は45,096組合、組合員数は836万人であり、これを前年と比べると、組合数で3,535組合(8.5%)、組合員数で69万8千人(9.1%)の増加となり、組合数においても組合員数においても、23年の対前年10,603組合(45.5%)増、108万5千人(17.3%)増につぐ、大幅な増加であつた。このような増加率は雇用者数の増加率をも上回るものであつたため、推定組織率も31年以来はじめて上昇に転じた(第5-1表、第5-1図)。

第5-1表 単位労働組合数および組合員数

第5-1表 単位労働組合数および組合員数

年	組合数	組合員数	対前年増減率	
			組合数	組合員数
30年	32,012 (18,013)	6,166,348人 (6,285,878)	1.8% (Δ 0.6)	3.0% (3.5)
31	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	6.4 (5.1)	3.0 (2.8)
32	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	5.9 (1.9)	4.0 (4.6)
33	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	4.8 (4.3)	4.2 (3.3)
34	39,303 (20,725)	7,077,510 (7,211,401)	3.9 (9.2)	2.8 (3.3)
35	41,561 (21,957)	7,516,316 (7,661,568)	5.7 (5.9)	6.2 (6.2)
36	45,096 (24,237)	8,154,176 (8,359,876)	8.5 (10.4)	8.5 (9.1)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

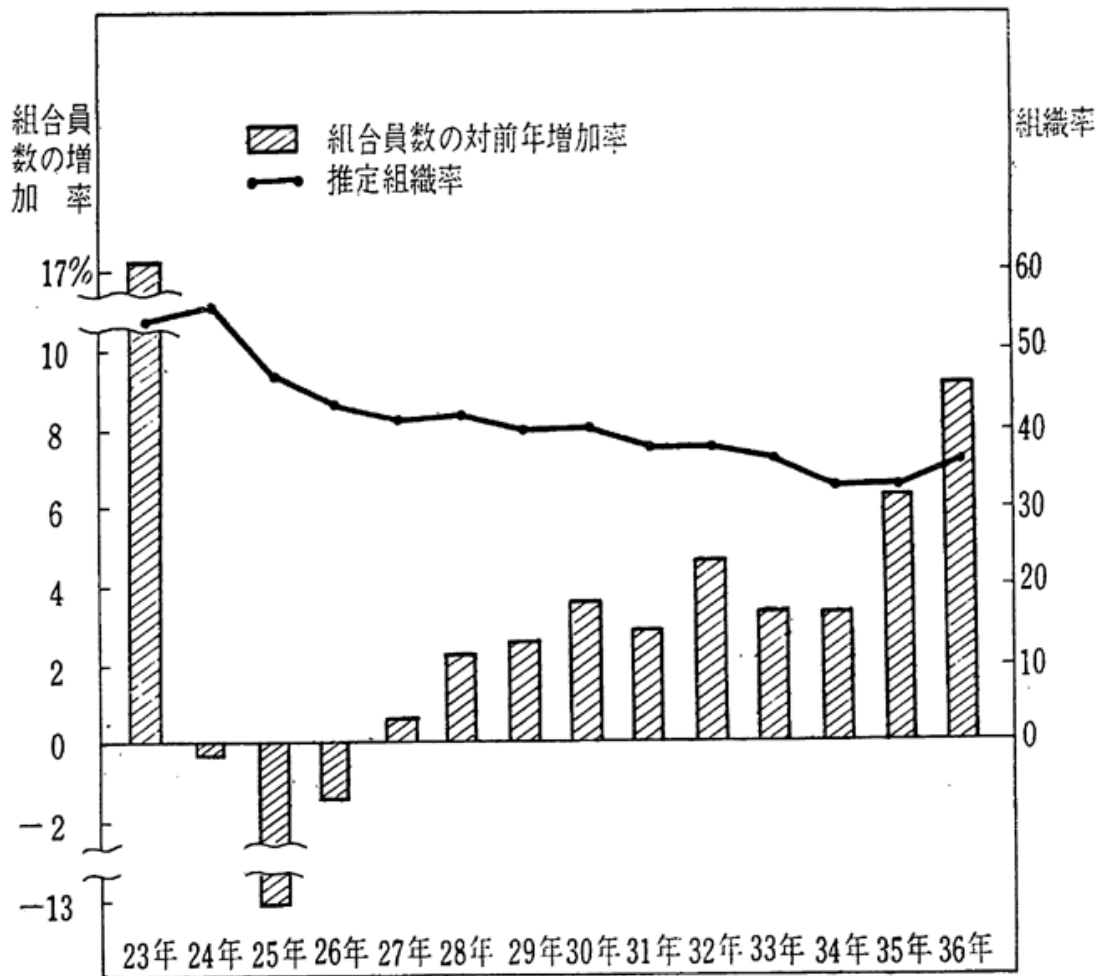
(注) 1) 各年6月末

2) この調査では各種の労働組合およびその連合団体を、①単位組合、②単一組織組合、③連合団体の3つに大別し、③はさらに④本部、⑤連合役員組合(たとえば地方本部など)、⑥単位役員組合(単一組織組合の最下部組織でたとえば分会など)の3つに分けて集計している。このうち①と②の⑥とをそれぞれ1単位として集計したものを「単位労働組合」(上表中括弧外の数)として表わし、①と②の④をそれぞれ1単位として集計したものを「単一労働組合」(上表中括弧内の数)としてしめしている

3) Δ印は減少をしめす

第5-1図 労働組合員数の対前年増加率と組織率の推移

第5-1図 労働組合員数の対前年増加率と組織率の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 推定組織率は総理府「労働力調査」の各年6月の雇用者総数(34年6月~36年6月は36年10月改正に伴う改算結果による)に対する各年6月末組合員数の割合である 2) 28年以前は単位労働組合, 29年以後は単一労働組合の組合員数の対前年増加率である。

組合員数の増加の内容を単位労働組合(第5-1表注参照)について要因別にみると, 1)既設組合において組合員数の増加が減少を上回ったことによるものが30万5千人(増加総数の47.8%), 2)新設組合の組合員数が解散組合の組合員数を上回ったことによつて増加したものが24万7千人(増加総数の38.8%), 3)その他が8万5千人(増加総数の13.4%)となつており, 1)と2)との割合はほぼ5:4となつている(第5-2表)。

既設組合における組合員数の増加は, 雇用の増加を理由とする組合員数の増加が43万1千人と前年の増加をも更に上回つたのに対し, 雇用の減少を理由とする組合員数の減少が9万3千人とほぼ前年(8万8千人)なみにとどまつたことによる。一方, 新設組合による増加は, 実質的新設(組織変更, 分裂などによる形式的新設を除いたもの)による組合員数の増加が29万8千人と前年のそれを大幅に上回つたのに対して, 実質的解散(組織変更, 分裂などによる形式的解散を除く)による組合員数の減少が7万人とほぼ前年なみにとどまつたことによるものである(第5-2図, 第5-3図)。

第5-2表 新設, 既設別労働組合員数対前年増加の推移

第5—2表 新設・既設別労働組合員数対前年増加の推移（単位労働組合）

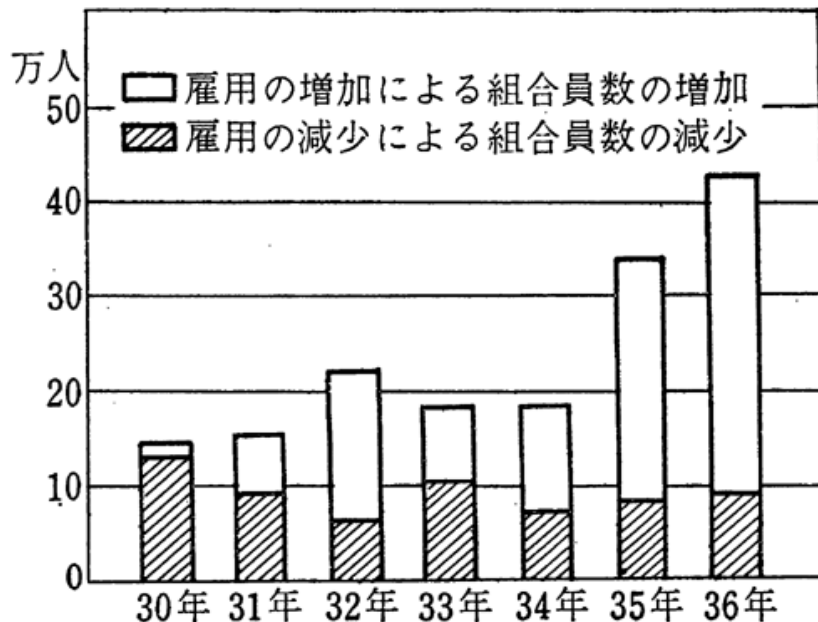
年	合計		既設組合における純増		新設組合における純増		その他	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%
30年	180,180	100.0	30,027	16.7	123,415	68.5	26,738	14.8
31年	184,009	100.0	73,089	39.7	88,261	48.0	22,659	12.3
32年	255,918	100.0	179,186	70.0	65,774	25.7	10,958	4.3
33年	275,306	100.0	94,395	34.3	90,528	32.9	90,383	32.8
34年	195,929	100.0	112,391	57.4	64,071	32.7	19,467	9.9
35年	438,806	100.0	246,076	56.1	134,042	30.5	58,688	13.4
36年	637,860	100.0	305,087	47.8	247,348	38.8	85,425	13.4

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 既設組合における純増は既設組合における増加から減少をさしひいたもの
 2) 新設組合における純増は新設による増加と解散による減少の差をしめしたものである

第5-2図 既設組合における雇用の増減による組合員数の増減

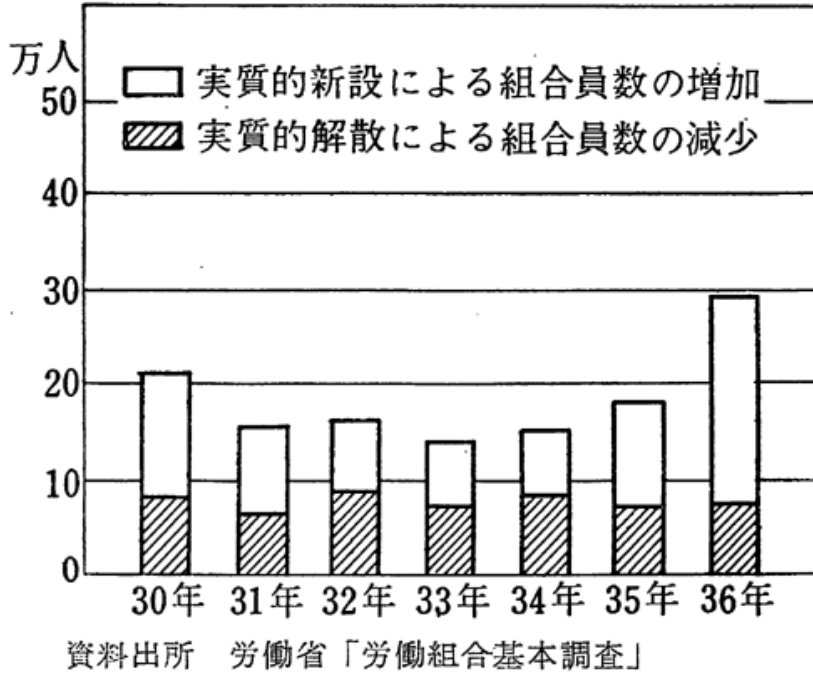
第5—2図 既設組合における雇用の増減による組合員数の増減



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第5-3図 実質的新設による組合員数の増加と実質的解散による組合員数の減少

第5-3図 実質的新設による組合員数の増加と実質的解散による組合員数の減少



第5-3表 設立理由別新設による組合員数増加の推移

第5—3表 設立理由別新設による組合員数増加の推移

(実質的新設)

年	合 計	企業の規模 拡張による もの	労働者の意 思によるも の	外部団体の 呼びかけに よるもの	人員整理に 対する防衛	そ の 他
30 年	213,225 (100.0)	27,452 (12.9)	157,661 (73.9)	22,665 (10.6)	5,447 (2.6)	—
31	152,245 (100.0)	13,759 (9.0)	109,703 (72.1)	22,934 (15.1)	5,849 (3.8)	—
32	157,391 (100.0)	16,333 (10.4)	108,766 (69.1)	29,105 (18.5)	3,187 (2.0)	—
33	147,739 (100.0)	11,856 (8.0)	103,224 (69.9)	17,778 (12.0)	5,756 (3.9)	9,125 (6.2)
34	154,816 (100.0)	13,959 (9.0)	113,797 (73.5)	16,035 (10.4)	4,487 (2.9)	6,538 (4.2)
35	185,820 (100.0)	16,143 (8.7)	124,950 (67.2)	31,643 (17.0)	1,645 (0.9)	11,439 (6.2)
36	298,645 (100.0)	25,942 (8.7)	195,673 (65.5)	47,387 (15.9)	1,272 (0.4)	28,371 (9.5)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

注 () 内は総数に対する構成比を示す

なお、実質的新設の内容を理由別にみると、労働者の意思によるものが約

なお、実質的新設の内容を理由別に見ると、労働者の意思によるものが65%をしめ、ついで外部団体の呼びかけによるもの15.9%、企業の規模拡張によるもの8.7%となっており、これはいずれも前年より大幅に増加している。これに対して人員整理に対する防衛を理由とするものはわずか0.4%にすぎず、実数においても前年より減少している。また実質的解散を理由別にみると、事業の休廃止および縮小によるものはほぼ前年なみ、組合意識の欠如によるものは前年よりも減少している(第5-3表,第5-4表)。

第5-4表 解散理由別解散による組合員数減少の推移

第5—4表 解散理由別解散による組合員数減少の推移 (実質的解散)

年	合 計	事業所の休 廃止および 縮小	指導者の欠除, 自然消滅, 組合 意識の沈滞	そ の 他
30 年	80,852 (100.0)	43,888 (54.2)	36,964 (45.7)	—
31	68,860 (100.0)	35,780 (52.0)	33,080 (48.0)	—
32	75,437 (100.0)	37,123 (49.2)	38,314 (50.8)	—
33	73,536 (100.0)	30,875 (42.0)	32,366 (44.0)	10,295 (14.0)
34	86,166 (100.0)	44,277 (51.4)	30,843 (35.8)	11,046 (12.8)
35	69,108 (100.0)	22,439 (32.5)	26,392 (38.2)	20,277 (29.3)
36	70,081 (100.0)	22,899 (32.7)	23,459 (33.5)	23,723 (33.8)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

注 () 内は総数に対する構成比を示す

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

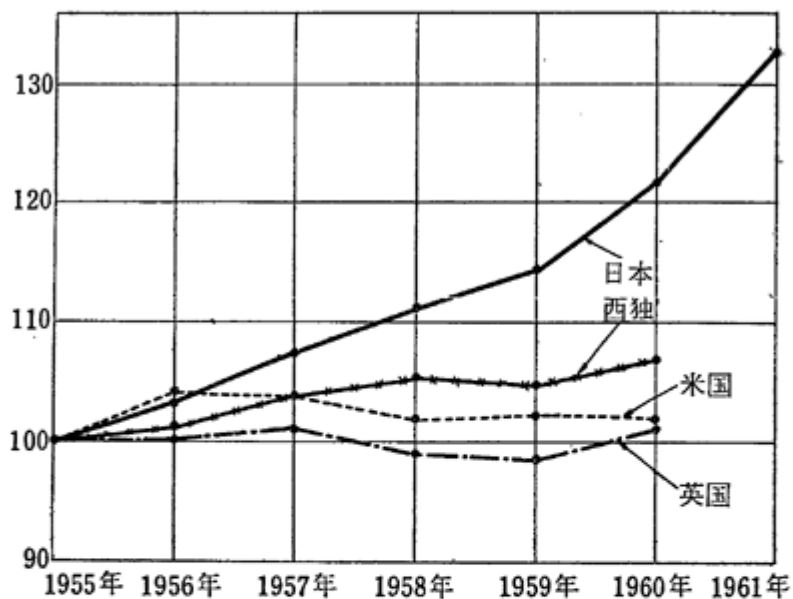
1) 労働組合員数の大幅増加

(ロ) 長期的にみた特徴

組合員数の推移をやや長期的にみると、27年以降好況時の増加を中心としてほぼ一貫した伸びをしめしており、その増加率は欧米諸国よりもかなり高い。なかでも35年から36年にかけての増加のテンポはめざましいものがある(第5-1図、第5-4図)。しかし、これを推定組織率の推移で見ると、欧米諸国よりもむしろ低下の傾向が強い(第5-5表)。

第5-4図 各国における労働組合員数の推移

第5-4図 各国における労働組合員数の推移
(1955年=100)



資料出所 日本：労働組合基本調査
 米国：Monthly Labor Review
 英国：Ministry of Labour Gazette, Annual Abstract of Statistics
 西独：“Jahrbuch”, Wirtschaft und Statistik

- (注) 1) 日本は単一労働組合員数
 2) 米国は本土外の加盟組合員 (1960年で約110万人)を含む
 3) 英国は United Kingdom であり、アイルランド共和国における加盟組合員を含む
 4) 西独は西ベルリンにおける組合員数を含む。1959年以降はザール地方を含む

ここ数年の組合員数の増加には、組織化活動の進展の影響も見逃がせないが、むしろ経済の高度成長に伴う雇用の著しい増加、とくに比較的組織率の高い産業や大企業、中小企業上層における雇用の大幅な増加とともにいわば自動的に招来された面が強いといえよう。

第5-5表 各国における推定組織率の推移

第5-5表 各国における推定組織率の推移 (%)

年	日 本	米 国	英 国	西 独
1955	39.8	35.5	44.3	40.5
1956	37.1	35.7	44.0	39.2
1957	37.1	35.3	43.9	39.4
1958	35.7	35.8	43.2	39.2
1959	33.3	34.8	43.0	37.5
1960	33.1	34.1	43.2	37.7
1961	35.4	—	—	—

資料出所 日本：労働省「労働組合基本調査」総理府統計局「労働力調査」

米 国：Monthly Labor Review, Employment and Earnings

英 国：Annual Abstract of Statistics, Ministry of Labour Gazette

西 独：Arbeits- und Sozialstatistische Mitteilungen

- (注) 1) 米 国は非農業雇用者に対する割合であり、かつ組合員数には米本土外（カナダ等）の組合員数（1960年現在約110万人）を含む。組合員数は年末、雇用者数は年平均の数字
- 2) 英 国は United Kingdom であり、組合員数にはアイルランド共和国に支部を有する組合員数を含む。雇用者数は各年の5月末、組合員数は年末の数字
- 3) 西 独の組合員数は西ベルリンを含むが、雇用者数のみは西ベルリンを含まない。なお、1959年以降はザール地方を含む。組合員数は年末、雇用者数は9月の数字

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

2) 産業別、規模別等の動き

(イ) 産業別の動き

前述のように、36年には組合員数はめざましい増加をとげたが、その主因となつたものはいうまでもなく製造業、なかでも金属機械工業における組合員数の大幅な増加であつた。

産業大分類別に36年における単位労働組合員数を35年と比べてみると、鉱業の3万4千人減を除き、各産業とも増加をしめしているが、なかでも、製造業が最も著しく34万9千人、ついで運輸通信業(9万5千人)、サービス業(6万5千人)、金融保険業(4万7千人)、公務、卸売小売業の順となつている。

これを新設による増加、既設組合内での増加にわけると、製造業や卸売小売業では両者がほぼ見合つているのに対し、公務や金融保険業では主として既設組合における増加が、また運輸通信、金融保険、サービス業では新設組合による増加が主となつている。

第5-6表 産業単位労働組合員数の増加率と増加に対する寄与率

第5—6表 産業別単位労働組合員数の増加率と増加に対する寄与率 (%)

産 業	増 加 率			増加数に対する寄与率		
	34/30年	35/34年	36/35年	30~34年	34~35年	35~36年
全 産 業	3.6	6.2	8.5	100.0	100.0	100.0
農林、漁業、水産養殖業	0.1	10.2	1.6	0.0	2.9	0.3
鉱 業	△0.9	△6.2	△9.8	△1.4	△5.2	△5.3
建 設 業	9.6	7.6	7.2	13.5	7.7	5.4
製 造 業	4.7	10.5	13.7	40.0	55.1	54.7
卸 売 小 売 業	3.4	8.0	13.7	2.5	3.4	4.4
金融、保険、不動産業	4.1	1.9	11.0	5.6	7.5	6.8
運 輸 通 信 業	2.4	4.2	6.5	13.4	13.4	14.9
電 気・ガ ス・水 道 業	△0.5	2.8	2.5	△0.4	1.2	0.7
サ ー ビ ス 業	1.6	2.3	6.5	6.4	4.3	10.2
公 務	8.3	4.9	5.4	19.7	8.1	6.4
そ の 他	70.3	88.8	64.4	0.6	1.6	1.5

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 34/30年の増加率は年率に換算したものである

組合員数の増加を対前年増加率で見ると、製造業と卸小売業が13.7%と最も高く、ついで金融保険業(11.0%)、運輸通信業(6.5%)、サービス業(6.5%)となつているが、これを増加総数に対する寄与率で見ると、製造業が54.7%と増加総数の半ば以上をしめ、運輸通信(14.9%)、サービス(10.2%)の寄与率がこれについてい

る(第5-6表)。

なお、増加の中心である製造業について中分類別に組合員数増加の推移をみると、その増加率においてもまた寄与率においても、金属機械工業が圧倒的に高く、36年における製造業の組合員数の増加の約60%がこの産業でしめられている(第5-7表)。

第5-7表 製造業における組合員数の増加率と寄与率

第5-7表 製造業における組合員数の増加率と寄与率

(単位労働組合)

(%)

産 業	増 加 率			寄 与 率		
	30/25年	35/30年	36/35年	25~30年	30~35年	35~36年
製 造 業	1.1	6.3	13.7	100.0	100.0	100.0
食 料 品	6.4	8.9	15.4	17.4	5.3	4.6
織 維	△0.6	3.6	7.9	△11.5	11.9	10.8
木 材, 家 具	△6.3	7.3	13.9	△12.0	2.3	2.1
パ ル プ, 出 版	4.8	4.6	8.6	28.5	5.6	4.5
化 学	1.8	4.1	9.9	25.9	10.5	10.7
金 属	1.4	7.1	15.5	17.7	15.6	16.1
機 械	1.0	8.9	19.8	25.9	40.9	45.6
そ の 他	1.2	6.8	10.5	8.0	7.8	5.6

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 30/25年, 35/30年の増加率は年率に換算したもの

2) 繊維は衣服身廻品を, 化学は石油石炭およびゴムを, 金属は鉄鋼・非鉄を, 機械は電気機器・輸送機器・精密および武器をふくむ

これを30年以降のやや長期的な推移についてみてもほぼ同様の傾向がみられる。すなわち、製造業、卸売小売業、運輸通信業では30年以降一貫して増加率が高まっている。これに対して、公務、建設業などは増加率が保合いないし減少をしめしており、鉱業は炭鉱の不況を反映して一貫して減少率が高まっている。なお、36年については、製造業以外に卸売小売業、金融保険業、サービス業などの第3次産業部門での増加率も著しく高まつており、今後の動向が注目される(第5-6表)。

しかし、このような産業別の組合員数の推移も前に述べたように雇用の変化に基因する面が強い。これを雇用労働者に対する割合(推定組織率)で、25年、30年および35年の各年をみると、製造業、卸売小売業および運輸通信業ではほぼ一貫して組織率が低下し、これに対して建設業、公務などでは組織率が保合いないしは上昇をしめしている(第5-8表)。

なお、35年の産業別の推定組織率を米国のそれと比較してみると、比較上若干問題があるとしても(第5-9表注参照)、製造業、建設業などの第2次産業部門における組織率はわが国が著しく低く、これに対してサービス業、金融保険業、公務などの第3次部門における組織率は著しく高くなつており、わが国の労働組合組織が米国のそれとかなり異なつていことがわかる(第5-9表)。

第5-8表 産業別推定組織率の推移

第5-8表 産業別推定組織率の推移（単位労働組合）

産 業	25 年			30 年			35 年		
	雇 用 者 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率	雇 用 者 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率	雇 用 者 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率
	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(千人)	(%)
全 産 業	13,967	5,774	41.3	17,829	6,166	34.6	23,490	7,516	32.6
農林、漁業、水産養殖業	1,019	108	10.6	960	123	12.8	785	136	17.3
鉱 業	564	514	91.1	511	378	74.0	511	342	66.9
建 設 業	971	222	22.9	1,311	321	24.5	2,144	478	22.3
製 造 業	4,413	1,837	41.6	5,682	1,937	34.1	8,157	2,544	31.2
卸 売 小 売 業	1,382	166	9.1	2,435	166	6.8	3,634	203	5.6
金融、保険、不動産業	339	224	66.1	574	310	54.0	736	395	53.7
運輸通信、電気・ガス・水道業	1,704	1,330	78.1	1,942	1,460	75.2	2,355	1,642	69.7
サ ー ビ ス 業	2,056	760	37.0	3,086	926	30.0	3,832	1,003	26.2
公 務	1,508	550	36.5	1,326	543	41.0	1,332	758	56.9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」、総理府統計局「国勢調査」

第5-9表 産業別組合員構成比率と推定組織率の日米比較

第5-9表 産業別組合員構成比率と推定組織率の日米比較

(1960年)

(%)

産 業	組合員数構成比率		推 定 組 織 率	
	日 本	米 国	日 本	米 国
全 産 業	100.0	100.0	32.6	34.1
農林、漁業、水産養殖業	1.8	0.3	17.3	—
鉱 業	4.6	3.3	66.9	83.6
建 設 業	6.4	12.6	22.3	78.8
製 造 業	33.9	47.6	31.2	51.3
卸 売 小 売 業	2.7	4.7	5.6	7.4
金融、保険、不動産業	5.3	0.4	53.7	2.7
運輸通信、電気・ガス・水道業	21.8	18.0	69.7	81.0
サ ー ビ ス	13.3	7.1	26.2	17.4
公 務	10.1	5.9	56.9	12.6

資料出所 日本：労働省「労働組合基本調査」、総理府統計局「国勢調査」

米国：Monthly Labor Review, Feb. 1961

- (注) 1) 日本の労働組合員数は1960年6月末現在の単位労働組合員数であり、雇
用者数は1960年10月1日現在のもの
2) 米国の労働組合員数および推定組織率については第5-5表(注1)を参照
3) 教育は日本ではサービスに含まれるが、米国では公務に含まれている

昭和36年 労働経済の分析

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

2) 産業別,規模別等の動き

(ロ) 規模別,組織形態別等の動き

36年には既設組合,新設組合の両組合を通じて組合員数が大幅な増加をしめしたが,これを規模別にみると,既設組合における増加は主として大企業ないしは大規模な組合を中心として行なわれ,新設組合による増加は主として中小企業ないしは中小規模の組合において進んでいる。

実質的新設の単位労働組合員数を企業規模別にみると,200人未満の規模がその増加数(12万人)においても,全体にしめる割合(46.8%)においても圧倒的に多く,200~499人の企業がこれについており,中小企業における労働組合の組織化が進展したことをしめしている。ただこれを前年の増加数と対比してみると,大企業においてもかなりその増加が著しいが,これは企業規模の拡大などにより組合の新設がかなり行なわれていることを示すものと思われる(第5-10表)。

第5-10表 企業規模別実質的新設単位労働組合員数の推移

第5-10表 企業規模別実質的新設単位労働組合員数の推移 (人)

年	合計	1,000人以上	500~999人	200~499人	200人未満	その他
33 年	147,739 (100.0)	29,245 (19.8)	11,429 (7.7)	26,589 (18.0)	80,479 (54.5)	—
34 (A)	154,816 (100.0)	34,581 (22.3)	10,034 (6.5)	28,897 (18.7)	81,304 (52.5)	—
35 (B)	157,711 (100.0)	24,139 (15.3)	14,675 (9.3)	33,656 (21.3)	68,173 (43.2)	17,068 (10.8)
36 (C)	256,686 (100.0)	41,886 (16.3)	28,524 (11.1)	50,904 (19.8)	120,061 (46.8)	15,311 (6.0)
(C) / (A)	165.8	121.1	284.3	176.2	147.7	—
(C) / (B)	162.8	173.5	194.4	151.2	176.1	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

注 1) 民間企業における単位労働組合員数をしめす

2) 1組合が2企業以上の労働者で組織されている場合はその他に含む

実質的解散については企業規模別の統計がないので新設と解散の差を明らかにすることはできないが,組合員数規模別の新設による純増(実質的新設と実質的解散による差)をみるとほぼ同様の傾向がみられる。すなわち,組合員数規模200人未満の組合における組合員数の純増はその増加数(13万9千人)においても,全体にしめる割合(60.6%)においても圧倒的に多く,ついで200~499人の組合となつている(第5-11表)。

第5-11表 組合員数規模別新設組合による単位労働組合員数の純増

第5—11表 組合員数規模別新設組合による単位労働組合員数の純増 (人)

年	合 計	1,000人以上	500~999人	200~499人	200人未満
33 年	74,200 (100.0)	1,916 (2.6)	1,516 (2.0)	18,488 (24.9)	52,283 (70.5)
34	68,650 (100.0)	1,123 (1.6)	3,140 (4.6)	13,011 (19.0)	51,376 (74.8)
35	116,712 (100.0)	2,990 (2.6)	8,812 (7.6)	29,054 (24.9)	75,856 (65.0)
36	228,564 (100.0)	18,379 (8.0)	22,906 (10.0)	48,709 (21.3)	138,570 (60.6)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

組合員総数の規模別の動きをみても、以上のような動きを反映して、200人未満ないしは200~499人の組合規模での組合員数の増加が対前年増加率においても、寄与率においても若干高まつており、その結果、組合員総数にしめるこれらの規模の組合員数の割合は、200人未満の組合が13.9%(前年は13.9%)、200~499人の組合が11.4%(前年は10.9%)と前年より高まつている(第5-12表)。

第5-12表 組合員数規模別単一労働組合員数の推移

第5—12表 組合員数規模別単一労働組合員数の推移 (%)

規 模	増 加 率			増加数に対する寄与率		
	34/31年	35/34年	36/35年	31~34年	34~35年	35~36年
合 計	3.9	6.2	9.1	100.0	100.0	100.0
1,000人以上	3.9	5.6	8.2	67.3	60.4	59.9
500~999 人	2.6	9.1	6.2	6.1	12.7	6.1
200~499 人	4.4	8.8	13.4	11.9	15.0	16.1
200 人 未 満	4.2	5.5	12.0	14.7	12.0	17.9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 34/31年は年率に換算したもの

つぎに、組織形態および適用法規別の動きをみると、まず組織形態別では企業別組織が対前年2,297組合、62万6千人増で、組合員総数に対する割合も0.7ポイント上昇して82.1%となり、さらにその比重を高めた。一方、職業別組織は19万6千人増、地域別組織が2万2千人増となつており、組合員総数に対する割合はそれぞれ7.4%(前年は5.6%)、0.5%(0.2%)となつたが、産業別組織は殆んど増加せず、組合員総数に対する割合も8.6%(前年は9.1%)に低下した。

また、適用法規別にみると、労組法適用組合員数が58万7千人増で、組合員総数に対する割合も67.6%(前年は66.1%)と増加したが、そのほかはとくに変動はみられなかつた。

なお、雇用形態別の組織状況をみると、臨時または日雇労働者(失対事業による日雇労働者を含まない)のみで組織する組合は337組合、約4万人と極めて少なく、常用労働者と臨時または日雇労働者の混合の組合数は4,609組合、約97万人であり、常用労働者のみの組合および組合員数が圧倒的に多くなつている。

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

3) 連合団体の動き

36年6月末における組合員総数836万人のうち、日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働組合会議(全労)および全国産業別労働組合連合(新産別)に加盟している組合員数は511万9千人で、これら3組織の労働組合員数の総組合員数にしめる割合は61.3%(前年:よ61.6%)とほとんど変らなかつた。しかし、これら3組織の個々についてみると、全労加盟組合員数のしめる割合がやや高まり13.3%(前年は12.1%)となつた。

それぞれの主要団体についてその動きをみると、まず総評は前年に対して約22万人(6.0%)の増加となつたが、これは日本炭鉱労働組合(約3万人減)および国鉄労働組合(約1万2千人減)で減少したにもかかわらず、中立系全国組合であつた国鉄動力車労働組合(約5万3千人)の新規加盟があつたこと、および全国金属労働組合(約3万9千人増)、全日本自治団体労働組合(約3万4千人増)、日本鉄鋼産業労働組合連合会(約1万9千人増)、日本私鉄労働組(36年6月末)合総連合会(約1万8千人増)等において組合員数のかなりの増加があつたことによるものである。また、全労は前年に対し約18万人(19.9%)の増加となつたが、これは中立系全国組合であつた全国特定局労働組合(約1万8千人)、国鉄職能別労働組合(約1万9千人)および全国電力労働組合連合会の一括加盟による北海道電力、東京電力などの一部単組の新規加盟、および全国繊維産業労働組合同盟(約3万3千人増)、全国金属労働組合同盟(約2万4千人増)、日本自動車産業労働組合連合会(約1万1千人増)ならびに日本海員組合(約1万人増)などにおいて組合員数が増加したことによるものである。

一方、中立系全国組合の組合員数は前年に対し約11万人(9.0%)の減少となり、組合員総数にしめる割合もかなり減少した。なお、これら中立系全国組合のうち、中立労働組合連絡会議(中立労連)に属する組合員数は約97万人となつた。また、いずれの全国組合にも加盟しない組合員数の割合は、25.5%と前年(24.1%)より高まつた(第5-13表)。

第5-13表 主用団体別単一労働組合員数

第5-13表 主要団体別単一労働組合員数 (36年6月末)

主 要 団 体	組 合 員 数	構 成 比	対 前 年 増 減
総 数	8,359,876人	100.0%	698,308人
日本労働組合総評議会	3,968,123	47.5	223,027
全日本労働組合会議	1,107,867	13.3	183,791
日本労働組合総同盟	356,370	4.3	52,502
そ の 他	751,497	9.0	130,752
全国産業別労働組合連合会	42,847	0.5	3,216
以上の団体に加盟しない全国組合	1,124,217	13.4	△111,598
そ の 他	2,133,119	25.5	288,067

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- 注) 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は、それぞれの団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数合計は総数と一致しない
2) △印は減少を示す

第5-14表 産業および主要団体加盟別単位労働組合員構成比

第5-14表 産業および主要団体加盟別単位労働組合員構成比 (36年6月末) (%)

産 業	合 計	総 評	全 労	新産別	その他の 全国組合	その他
全 産 業	100.0	48.0	13.1	0.5	13.1	25.5
農林、漁業、水産	100.0	52.6	0.4	—	3.7	43.3
養殖業	100.0	61.5	15.3	0.1	1.9	21.3
飲 業	100.0	51.6	0.8	0.1	26.0	21.5
建 設 業	100.0	24.1	24.0	1.3	15.8	35.2
製 造 業	100.0	(1.6)	(70.9)	(0.0)	(5.9)	(21.6)
(繊維衣服)	100.0	(26.0)	(14.2)	(2.2)	(24.6)	(33.3)
(金属機械)	100.0	10.3	6.5	0.1	19.9	63.2
卸小売、金融保険 不動産業	100.0	74.9	10.5	0.1	1.5	13.0
運 輸 通 信 業	100.0	18.3	65.9	0.0	7.6	8.1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	100.0	69.8	1.4	0.2	8.8	20.7
サ ー ビ ス 業	100.0	86.2	—	—	—	13.8
公 務	100.0	39.5	7.4	—	0.2	52.9
そ の 他	100.0					

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

なお、各産業における単位労働組合員数にしめる主要団体加盟組合員数の割合をみると、公務、運輸通信、サービス、建設などの産業では総評加盟組合員数が極めて多く、電気・ガス・水道業では全労加盟組合員が、卸売小売、金融保険、製造業などでは中立その他の労働組合員数にしめる割合が高い。また、製造業では、総評、全労の組合員数がほぼ伯仲している(第5-14表)。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

1) 労働運動の動向と主要争議

36年には好況の持続を背景に経済闘争が活発に行なわれ、とくに春季闘争はその規模においても、また獲得した賃上げの額においても最近にない大きいものとなつた。一方、政治闘争の面では前年の安保条約改訂反対闘争にみられたような実力行使はなく、経済闘争の面でも前年の三井三池争議のような激烈なるストライキはみられず、また中小企業における争議も激しいものは少なかつた。

年間を通じての主要な争議としては、例年どおり春季闘争、夏季闘争、秋季年末闘争などの賃金闘争のほか、合理化反対闘争、政防法反対闘争などの諸闘争が展開された。本年はさらに時間短縮問題も積極的にとり上げられ、これをめぐる争議もあつて各方面の注目を集めた。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

1) 労働運動の動向と主要争議

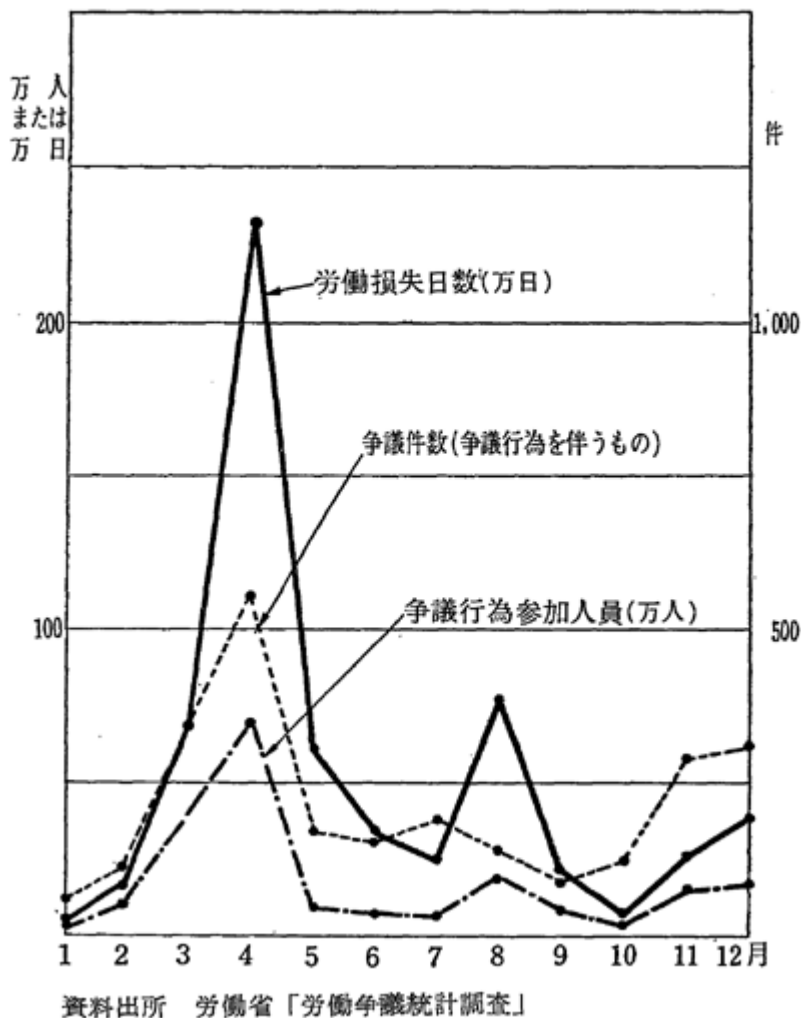
(イ) 賃上げ闘争

総評を中心とする春季賃金闘争は、経済の好況と企業経営の好調を背景にして最近にない規模に発展し、その結果かなりの額の賃上げが行なわれた。

2～4月に賃金引上げを要求し、争議に入つたものの数を労働争議統計調査によつてみると、総件数にして700件、総参加人員にして約303万人といずれも前年より約5割増加した。そのうち争議行為をともなう争議のみについてみると、件数にして633件、行為参加人員にして約110万人と前年の2倍以%にのぼり、年間における争議行為をともなう争議の約35%、行為参加人員の約50%がこれによつて占められた(第5-15表)。なお、7～8月にはさらに全織同盟を中心に賃金引上げ争議が行なわれたので、これを加えるとその規模はさらに大きいものとなろう。

第5-5図 年間における争議の推移

第5-5図 年間における争議の推移



争議の行なわれた企業数についても総数にして前年の2倍強で、その増加の度合は企業の規模が小さくなるほど大きくなっており、中小企業における賃上げ争議がかなり活発に行なわれたことを示している(第5-16表)。

各労組は、「賃金の上昇が生産性の上昇に見合っていない」こと、「生活様式の近代化により国民の消費水準が上昇し、社会的欲望水準が向上している」こと、「物価騰貴により実質賃金が低下している」ことなどを理由として、おおむね前年を1,500円～2,000円上回る4,000円～5,000円の賃上げを要求し、その内容においても一律分を重視するとともに「初任給引上げ」や「年令別最低保障賃金」をあわせ要求するという態度をとった。

経済の好況、企業経営の好調、求人難などの諸条件があいまつて、大手各社平均で約3,000円というかなりの額で妥結し、中小企業でも多くの組合が3,000円前後、なかには5,000円以上という高額で妥結したものもあつた。また、夏の争議においては全織は賃上げ3,500円、15才初任給8,500円等を要求してほぼ満額獲得し非常な注目をひいた(第5-17表参照)。

第5-15表 春季賃金争議の件数と参加人員

第5—15表 春季賃金争議の件数と参加人員

区 分	総 争 議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争議			
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	
		件 千人	件 千人	件 千人	件 千人	件 千人	千人	
総数	35年 (A)	2,222	6,953	515	2,010	1,707	4,943	2,335
	36 (B)	2,483	9,044	695	3,773	1,788	5,271	2,128
春闘	35年 (C)	427	1,963	59	284	368	1,679	432
	36 (D)	700	3,029	67	948	633	2,080	1,100
D/C %		163.9	154.3	113.6	333.8	172.0	123.9	254.6
C/A		19.2	28.2	11.5	14.1	21.6	34.0	18.5
D/B		28.2	33.5	9.6	25.1	35.4	39.5	47.5

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) (C)(D)は、2~4月に発生した賃金引上げ要求の争議

第5-16表 春季賃金争議の規模別企業数

第5—16表 春季賃金争議の規模別企業数

年	合 計		1,000人以上		500~999人		200~499人		200人未満		官 公 営	
	総数	争議行為を伴うもの	総数	争議行為を伴うもの	総数	争議行為を伴うもの	総数	争議行為を伴うもの	総数	争議行為を伴うもの	総数	争議行為を伴うもの
35年	597	510	161	139	76	70	102	90	200	160	58	50
36	1,257	1,161	320	308	144	135	215	201	569	508	13	9

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 2~4月に発生した賃金引上げ要求の争議

第5-17表 主要単組の賃金引上げ状況

第5-17表 主要単組の賃金引上げ状況

単 産 名	妥 結 額		
	34 年	35 年	36 年
総 評 系	円	円	円
炭 勞	600 (Δ22%)	395 (Δ34%)	1,341 (239%)
全 鈦	1,000 (140)	1,330 (33)	2,443 (84)
合 化 勞 連	1,479 (-)	2,032 (37)	3,052 (50)
化 学 同 盟	-	-	2,730 (-)
紙 パ 勞 連	1,480 (65)	1,402 (Δ5)	1,945 (39)
全 印 総 連	-	-	3,298 (-)
新 開 勞 連	-	-	3,313 (-)
鉄 鋼 勞 連	-	18,40 (30)	3,200 (74)
全 国 金 属	-	-	3,946 (-)
私 鉄 総 連	1,270 (20)	1,624 (28)	3,049 (88)
全 勞 系			
全 織 同 盟	-	-	3,500 (-)
電 勞 連	1,500 (20)	1,821 (21)	3,247 (78)
中 立 系			
全 石 油	1,536 (-)	2,353 (53)	3,680 (56)
全 国 セ メ ン ト	1,490 (-)	1,984 (33)	3,690 (86)
電 機 勞 連	1,570 (20)	2,140 (36)	2,620 (23)
全 電 線	1,340 (17)	1,772 (32)	2,804 (58)
全 造 船	-	1,796 (6)	2,939 (64)
車 輻 勞 連	1,125 (41)	1,763 (57)	3,800 (116)
全 百 連	1,240 (20)	1,419 (14)	3,065 (116)
平 均	1,339 (-)	1,691 (26)	3,035 (76)
公 企 体	-	-	3,160 (-)
総 平 均	-	-	3,041

資料出所 労働省労政局労働組合課調

- (注) 1) 各単産の妥結額は大手各社の算術平均である
 2) 妥結額については各単産とも定期昇給分を含めている
 3) ()内は対前年比を示す

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

1) 労働運動の動向と主要争議

(ロ) 時間短縮,合理化をめぐる争議

技術革新の進展,生産性向上運動の進展のなかで,「失業の防止」や「雇用の拡大」,「労働密度の増大による疲労の増大」,「生産性向上の成果配分」,「余暇の拡大」などを理由として取上げられた労働時間短縮問題をめぐる闘争は30年以降漸次活発化し,すでに32~33年には全織傘下および全電通の各組合でそれぞれ時間短縮が獲得された。36年には総評を中心として各組合ともこの時間短縮闘争をさらに積極的に推進し,時間短縮のみを目的とする争議もかなり増加した(第5-18表)。

第5-18表 労働時間短縮をめぐる争議件数の推移

第5-18表 労働時間短縮をめぐる争議件数の推移 (件)

年	労働時間の変更		休暇休日に関する要求	
	総数	争議行為を伴う件数	総数	争議行為を伴う件数
30年	16	10	14	11
31	6	2	6	4
32	45	6	3	1
33	26	6	3	0
34	13	11	4	2
35	16	10	11	5
36	38	18	14	11

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 時間短縮を主たる目的とする争議であり,従たる目的とするものは含まれていない

時間短縮闘争については,すでに35年から総評を中心とする「時短共闘委員会」が設けられていたが,36年4月には総評,全労,新産別,中立労連の間に「週休2日,40時間労働促進労組懇談会」が設けられ,春季,秋季,年末の各闘争においては多くの組合が時間短縮を要求して交渉を行ない,実力行使に訴えたものも前年よりかなり増加した。この結果,電労連,全国金属,合化労連の一部組合などは1日当り所定労働時間の5~60分の短縮に成功しかなりの成果をみている(第5-19表)。また,国鉄関係に対しても公労委の時間短縮調停案の提示が行なわれるなど,年間を通じて労働時間短縮問題は著しい進展をみた。

一方,技術革新,合理化,貿易自由化の進展等の一連の流れのなかで,政策転換,事前協議制度の獲得などを目標とする合理化闘争も活発に行なわれた。なかんずく,エネルギー革命の進行により急速な合理化を余儀なくされた炭鉱においては,炭労が前年の三井三池争議の経験にかんがみ,「合理化の必然性をまったく否定はできない」,「石炭産業の振興対策に伴う完全雇用政策実施を基本として政策変更の闘いを推進す

る」との方針の下に秋には組合員上京団の動員を中心とする強力な政策転換闘争を展開し、また全炭鉱も石炭産業安定化闘争を組織し、炭労などと石炭政策問題で共同行動をとつた。個々の炭鉱においても、たとえば杵島、日炭などにおいては合理化をめぐりそれぞれ136日、98日に及ぶ長期のストライキが行なわれた。一方、全通、全電通、動力車などの各労組は事前協議制の獲得をめぐつて休暇闘争や勤務時間内職場大会などの実力を行使した。

第5-19表 労働時間短縮をめぐる規模別要求妥結事項別組合数

第5—19表 労働時間短縮をめぐる規模別要求妥結事項別組合数

要 求 事 項	計	99人以下	100～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上
総 数	569(185)	108 (50)	129 (52)	81 (28)	77 (21)	174 (34)
所定内労働時間の短縮	305(132)	59 (34)	77 (35)	43 (19)	48 (18)	78 (26)
休日休暇の増加	69 (24)	14 (7)	13 (9)	13 (3)	10 (2)	19 (3)
時間外労働増率の引上げ	87 (13)	16 (5)	16 (4)	13 (3)	8 (1)	34
時間外労働の規制	48 (8)	8 (3)	11 (1)	6 (1)	4	19 (3)
交替制の合理化その他	60 (8)	11 (1)	12 (3)	6 (2)	7	24 (2)

資料出所 労働省労政局調

- (注) 1) 36年春闘において新たに労働時間短縮を要求した組合。35年来労働時間短縮問題で交渉継続中の民間労組および労組から労働時間短縮要求はだされなかつたが、36年1月以降会社が自発的に労働時間の短縮を申しでたか、または実施したものであり、合同労組を除き各企業毎の組合を一単位としてとつている
- 2) 36年4月末までのもの
- 3) ()内の数字は妥結組合数

以上のような闘争はそれぞれ一応の成果をおさめ、特に石炭鉱業については炭鉱離職者に対する緊急対策や石炭金融措置などの諸対策の具体化がすすめられることとなつた。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

1) 労働運動の動向と主要争議

(ハ) その他の主要な争議

夏季一時金闘争は、5月前後から開始され、各労組は前年を5,000円～20,000円上回る40,000円～90,000円の要求を提出したが、妥結額は30,000～80,000円で、好況を背景におおむね前年を7,300円程度上回り、実力行使はほとんど行なわれなかつた。また、10月下旬から開始された秋季年末闘争についても、一連の景気調整政策が実施されるなかで行なわれたにもかかわらず、全般的に平穩のうちに推移し、妥結額は大手約300社平均で54,300円と、前年を1～2割上回る額となつた。ただ、一部では金詰りから、分割払い、社内預金、現物支給などがみられ、景気調整の影響として注目された。

また、「政治的暴力行為禁止法案」をめぐる「政防法反対闘争」については、総評、中立労連などを中心として結成された安保反対国民会議が中心となつて5月19日の第一次統一行動以来、数次にわたり集会、デモ等の統一行動が行なわれ、また、秋季闘争のなかでも闘争が行なわれたが、全般的な盛り上りはなく、労組の実力行使は行なわれなかつた。

そのほか、中小企業における争議として、ハイヤータクシーにおける全自交の争議、病院における医労協、機械産業における全国金属の争議など、一部長期化したものがみられたが、全般的には平穩のうちに推移し、特に注目をあびたようなものは少なかつた。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(イ) 労働争議の大幅な増加

「労働争議統計調査」によると、36年における総争議の件数は2,483件、その総参加人員は904万4千人で、これを35年に比べると件数で261件(11.7%増)、人員で約209万人(30.1%増)の増加となり、ともにこれまでの最高を記録した。これは前述のように34年以来3年続きの好況によつて企業経営が好転し、春闘を中心に労働組合の賃上げ闘争が活発化したことによる(第5-20表)。

第5-20表 労働争議の推移

年	総争議		争議行為を伴う争議		争議行為を伴わない争議		
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	総参加人員	
	件	千人	件	千人	件	千人	
30年	1,345	3,748 (—)	770	1,767	575	1,981	
31	1,330	3,372 (—)	777	1,605	553	1,767	
32	1,680	4,099 (8,464)	999	2,345	681	1,754	
33	1,864	3,813 (6,362)	1,247	2,537	617	1,276	
34	1,709	3,144 (4,682)	1,193	1,918	516	1,226	
35	2,222	4,345 (6,952)	1,707	2,335	515	2,010	
36	2,483	5,901 (9,044)	1,788	2,128	695	3,773	
増減率 (%)	36/34	45.3	87.7	49.9	10.9	34.7	207.7
	36/35	11.7	35.8	4.7	48.9	35.0	87.7

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) 総争議の総参加人員は31年以前と接続されるため、争議行為を伴わない争議の総参加人員と行為参加人員の合計でとつた
 2) ()内は争議行為を伴う争議および争議行為を伴わない争議の総参加人員を合計したもので、30、31年は集計していない

このように最近著しい増加傾向にある争議について、これを種類別にみると、争議行為をともなう争議件数

の比率が逐年増加し、35、36年には全体の7割以上を占めるにいたつた。しかし、行為参加人員は絶対数ではある程度の増加がみられるが、総争議に対する比率では34年以降低下の傾向が明瞭にあらわれ、その結果、争議行為をともなう争議の1件当りの規模は小さくなってきている(第5-21表)。この傾向は36年に入つてさらに強まり、争議行為をともなう争議の参加人員では安保条約改訂反対闘争で大幅に増加した前年をやや下回つたが、件数では中小企業の争議の増加を反映してひきつづきふえ、神武景気当時の32年の2倍に近い1,788件となつた。

第5-21表 争議行為を伴う争議の割合の推移

区分	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
件数	57.2	58.4	59.5	66.9	69.8	76.8	72.0
行為参加人員	47.1	47.6	57.2	66.5	61.0	53.7	36.1

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 総争議の件数、総参加人員を100とする比率を示す

争議行為をともなう争議を行為の形態別にみると、まず、同盟罷業は1,386件、参加人員167万6千人で前年をそれぞれ333件および約76万人上回つた。これを前回の好況時である32年と比べても件数では7割を超える大幅な増加となり、行為参加人員でも7.8%上回つている。一方、工場閉鎖は前年より件数では18件増加して25件、参加人員では6千人減少して9千人となつている。なお、同盟怠業では222件(22.8%減)、107万6千人(60.6%減)の著しい減少がみられたが、これは35年に安保条約改訂反対闘争が行なわれ4時間未満の損失をともなう争議が大幅に増加したためである(第5-22表)。

第5-22表 争議行為を伴う争議の推移

第5-22表 争議行為を伴う争議の推移

年	計			同盟罷業			工場閉鎖			同盟怠業		業務管理	
	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
30年	770	1,767	3,467	638	1,029	3,307	40	9	160	310	1,000	1	29
31	777	1,605	4,562	631	954	2,353	44	168	2,269	337	737	5	209
32	999	2,345	5,652	810	1,555	5,561	53	8	128	385	1,240	4	325
33	1,247	2,537	6,052	887	1,180	5,826	58	116	531	551	1,680	3	388
34	1,193	1,918	6,020	872	1,214	5,926	52	7	194	522	1,104	2	107
35	1,707	2,335	4,912	1,053	917	4,810	34	15	2,746	972	1,777	2	154
36	1,788	2,128	6,150	1,386	1,676	6,086	52	9	144	750	701	6	1,049
36/35	104.7	91.1	125.2	131.6	182.8	126.5	152.9	60.0	5.2	77.2	39.4	300.0	681.1

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

以上の結果、36年の作業停止争議(争議による損失時間が4時間以上に及んだ同盟罷業、工場閉鎖をともなう争議)は1,401件、その行為参加人員は168万人、労働損失日数では615万日となり、対前年比それぞれ30.8%、83.0%および25.2%の著増を示した。この増加率はここ数年来の最高であつた32年のそれをさら

に上回るもので、参加人員および損失日数の水準では炭労、電産ストで大幅に増加した27年以来の記録である(第5-23表)。

また、作業停止争議による作業停止日数の動きをみると、5日以下の割合が若干減少したのに反し、21日以上と比較的長期にわたる争議の割合は高くなっている(第5-24表)。このように作業停止争議が長期化したことおよびその参加人員の大幅な増加によつて36年の労働損失日数は35年にくらべて著しく増大した。損失日数のうちでは同盟罷業によるものがそのほとんどを占め、工場閉鎖によるものは32年について少ない。

第5-23表 作業停止争議の推移

第5-23表 作業停止争議の推移

年	件数	行為参加人員	労働損失日数	
30年	659件	1,033千人	3,467千日	
31	646	1,098	4,562	
32	830	1,557	5,652	
33	903	1,279	6,052	
34	887	1,216	6,020	
35	1,063	918	4,912	
36	1,401	1,680	6,150	
対年前比 (%)	32/31	128.5	141.8	123.9
	36/35	130.8	183.0	125.2

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

第5-24表 作業停止日数別労働争議解決状況

第5-24表 作業停止日数別労働争議解決状況 (%)

年	合計	5日以下	6~10日	11~20日	21~30日	31日以上
30年	100.0 (644件)	73.8	10.9	7.3	3.4	4.7
31	100.0 (632)	71.4	12.3	7.8	3.3	5.2
32	100.0 (813)	72.8	13.7	7.0	2.6	3.9
33	100.0 (886)	71.7	11.7	8.0	3.2	5.4
34	100.0 (848)	71.0	11.0	7.3	3.3	7.3
35	100.0 (1,028)	75.4	10.1	7.8	2.0	4.7
36	100.0 (1,384)	71.3	12.1	7.3	3.6	5.7

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

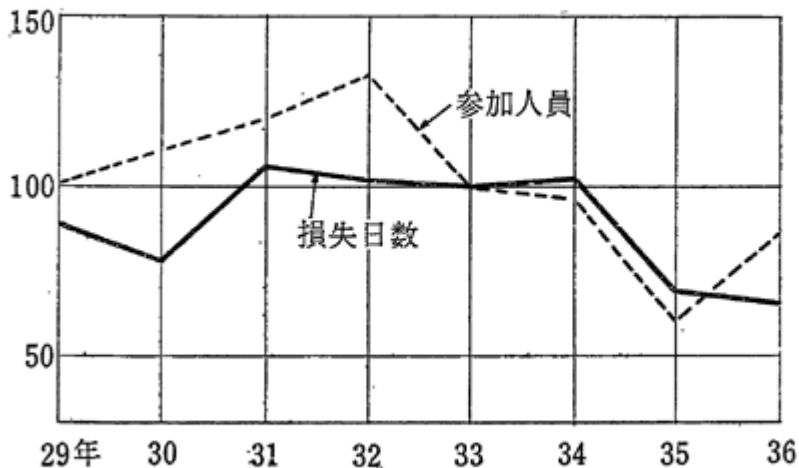
(注) 合計欄()内の数字は実数である

なお、作業停止争議の参加人員と損失日数について1件当りの人員および日数の推移をみると、1件当り参加人員は32年までは増加、それ以後は減少傾向に転じており、1件当り損失日数も31年以降停滞ないし減少している。しかし、36年には1件当り参加人員が再び増加し、中小企業とならんで大企業で作業停止争議が増加していることを示している(第5-6図)。

また、労働損失日数について、雇用労働者100人当り、および組合員1人当りの日数を計算してみると、第5-25表のごとく36年にはいずれも前年よりやや増加している。

第5-6図 作業停止争議1件当り参加人員と損失日数の推移

第5-6図 作業停止争議1件当り参加人員と損失日数の推移
(33年=100)



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 33年の人員、日数の実数を100とした指数で示した

第5-25表 雇用労働者100人当りおよび組合員1人当り損失日数の推移

第5-25表 雇用労働者100人当りおよび組合員1人当り損失日数の推移

(日)

項目	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
雇用労働者100人当り	27.9	24.2	20.6	25.0	29.5	30.2	27.7	21.3	25.5
組合員1人当り	0.73	0.64	0.56	0.72	0.86	0.88	0.85	0.65	0.75

資料出所 労働省「労働争議統計調査」「労働組合基本調査」

総理府統計局「労働力調査」

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(口) 争議の要求事項と解決状況

i) 要求事項別の動き

労働争議の動きを要求事項別にみると、36年の争議行為をともなう争議では、経済の好況を反映して賃金増額、臨時給与支給を中心とする積極的要求争議が依然として増加傾向をつづけ、前年より370件(28.5%増)ふえて1,620件となり要求事項総数の85.5%を占めている。このうちの大半が賃金増額要求と臨時給与要求であつて、それぞれ899件および596件の多数にのぼっている。一方、石炭産業の合理化問題が進展した36年には消極的要求争議も前年より19件の増加に転じ、とくに解雇反対争議が前年の47件から62件にふえている。また、「労働時間短縮」や「その他作業条件の向上」を要求する争議もかなり増加し、前者は前年の10件から18件となり、後者は同じく12件から倍加して24件となつた。

第5-26表 主要要求事項別争議件数の推移

第5—26表 主要要求事項別争議件数の推移（総争議）

年	要求事項 総数	積 極 的 要 求			消 極 的 要 求	
		合 計	(賃金増額)	(臨時給与)	合 計	(解雇反対)
	件	件 %	件 %	件 %	件 %	件 %
27年	1,593	962 (60.4)	488 (30.6)	354 (22.2)	303 (19.0)	141 (8.9)
28	1,575	1,040 (66.0)	461 (29.3)	428 (29.3)	234 (14.9)	119 (7.6)
29	1,700	1,060 (62.4)	398 (25.3)	408 (24.0)	498 (29.3)	203 (11.9)
30	1,538	936 (60.9)	267 (17.4)	503 (32.7)	407 (26.5)	191 (12.4)
31	1,419	1,002 (65.1)	355 (23.1)	476 (33.5)	267 (18.8)	162 (11.4)
32	1,768	1,299 (73.5)	522 (29.5)	553 (31.3)	266 (15.0)	162 (9.2)
33	1,874	1,145 (61.1)	429 (22.9)	500 (23.4)	342 (18.2)	218 (11.6)
34	1,711	1,182 (69.1)	467 (27.3)	552 (32.3)	227 (13.3)	144 (8.4)
35	2,222	1,614 (72.6)	805 (36.2)	638 (28.7)	138 (6.2)	93 (4.2)
36	2,566	2,125 (82.8)	1,104 (43.0)	812 (31.6)	170 (6.6)	117 (4.6)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(註) ()内はそれぞれの件数の要求事項総数に対する比率を示す

なお、争議の要求事項別件数の動きを長期的にみると、31年頃から賃上げを主体とする積極的要求の占める割合が急速に高まり、他方賃金減額反対、解雇反対など労働条件の低下を防衛するための消極的要求の割合は漸減している。積極的要求を賃金増額と臨時給与要求とに分けてみると、35、36年には賃金増額要求の比率が著しく上昇したのに対し、臨時給与要求の比率は前回の好況期に比べて停滞を示している(第5-26表)。この内容についてさらに規模別にみると、とくに規模100人未満での賃金要求争議の占める割合が大幅に上昇し、31年には約50%であったのが36年には90%近くまではね上がっている。臨時給与要求の割合も、100人未満の規模では34年以降顕著な高まりがみられ、100人以上の各規模で目立つた上昇がみられないのと比べてかなり異なつた動きを示している(第5-27表)。

第5-27表 規模別賃金要求事項別企業数の推移

第5—27表 規模別賃金要求事項別企業数の推移 (総争議)

年	100人 未 満				100~499人				500人以上			
	要 求 総 数	(うち) 賃金要求			要 求 総 額	(うち) 賃金要求			要 求 総 額	(うち) 賃金要求		
		計	賃 金 増 額	臨 時 給 与 金		計	賃 金 増 額	臨 時 給 与 金		計	賃 金 増 額	臨 時 給 与 金
31年	586	298 (50.9)	170 (29.0)	128 (21.8)	481	324 (67.4)	136 (28.3)	188 (39.1)	604	420 (69.5)	215 (35.6)	205 (33.9)
32	1,013	577 (57.0)	392 (38.7)	185 (18.3)	651	484 (74.3)	275 (42.2)	209 (32.1)	908	616 (67.8)	366 (40.3)	250 (27.5)
33	1,269	597 (47.0)	283 (22.3)	314 (24.7)	953	367 (38.5)	199 (20.9)	168 (17.6)	1,211	591 (48.8)	345 (28.5)	246 (20.3)
34	779	472 (60.6)	236 (30.3)	236 (30.3)	606	480 (79.2)	286 (47.2)	194 (32.0)	875	686 (78.4)	405 (46.3)	281 (32.1)
35	930	724 (77.8)	366 (39.4)	358 (38.5)	627	486 (77.5)	258 (41.1)	228 (36.4)	776	606 (78.1)	302 (38.9)	304 (39.2)
36	1,079	962 (89.2)	609 (56.4)	353 (32.7)	1,043	904 (86.7)	582 (55.8)	322 (30.9)	1,074	897 (83.5)	581 (54.1)	316 (29.4)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(括弧内)は、各規模の要求項目別の企業数の要求総数に対する比率を示す

ii) 継続期間と解決状況の動き

労働争議の継続期間についてみると、争議行為をともなう争議のうち継続期間が10日未満の占める割合は、前年の48.1%から36年は53.6%と上昇をみせた。一方、31日以上に及んだ争議の割合は前年の25.3%から18.3%と低下した。このように36年には前述のごとく争議による作業停止期間が長期化したにもかかわらず、安保、三池のような長期争議が行なわれなかつたため、全体的にみて争議発生から解決にいたる継続期間は短縮された。しかし、賃金要求争議のみについてみると、むしろ長期化の動きがみられる(第5-28表)。

第5-28表 賃金要求争議の継続期間別分布の動き

第5—28表 賃金要求争議の継続期間別分布の動き
(争議行為を伴う争議) (件)

年	合 計	10日以下	11~30日	31日以上
34年	759 (100.0)	463 (61.0)	199 (26.2)	97 (12.8)
35	1,140 (100.0)	650 (57.0)	318 (27.9)	172 (15.1)
36	1,469 (100.0)	773 (52.6)	449 (30.6)	247 (16.8)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

つぎに争議の解決方法をみると、36年には労使直接交渉による解決件数が目立って増加している。これを解決件数全体に占める割合の推移でみると、労使直接交渉の割合は27、28年頃には50%以下であつたが、その後次第に上昇し、34年および36年にはともに60%を上回る高い割合を占めている。

一方、争議の解決に第三者が関与するものの割合は27年の42%を頂点にして漸次低落し、33年以降では30%を下回るにいたつた。

第5-29表 解決方法別労働争議解決件数

第5—29表 解決方法別労働争議解決件数 (総争議)

年	合 計	当事者直接交渉	労働委員会 等 第 三 者	そ の 他
30年	1,297 (100.0)	637 (50.7)	495 (38.2)	145 (11.1)
31	1,297 (100.0)	740 (57.1)	444 (34.2)	113 (8.7)
32	1,603 (100.0)	951 (59.3)	503 (31.4)	149 (9.3)
33	1,784 (100.0)	1,032 (57.9)	443 (24.8)	309 (17.3)
34	1,516 (100.0)	963 (63.5)	462 (30.5)	91 (6.0)
35	2,142 (100.0)	1,105 (51.6)	470 (21.9)	567 (26.5)
36	2,347 (100.0)	1,480 (63.0)	675 (28.8)	192 (8.2)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 解決方法は解決時でとられているため、労働委員会が関与したものでも解決時において当事者直接交渉になつた場合は、「当事者直接交渉」に含まれる。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(ハ) 産業別,規模別の動き

36年の労働争議を産業別にみると、総争議の件数では製造業が前年につづいて高い増加率(対前年比28.0%増)を示し、このほかでは運輸通信業、サービス業、建設業などでの増加が目立っている。総参加人員でもサービス業で前年より25.0%減少したのをのぞきこれらの産業での増加が大きかった。なかでも建設業が件数で前年の2.4倍、総参加人員では約3.5倍にふえているのが注目される。その他では、公務での件数が半減したほか、電気、ガス、水道業、金融保険業で件数、参加人員ともに減少を示したのが特徴的である。

これを争議行為をともなう争議についてみると、件数では農林業、漁業、金融保険業、電気、ガス、水道業、公務をのぞいてどの産業でも増加したが、前年と比べて増加数では製造業がもつとも多く、増加率では建設業で2倍にふえたのをはじめ卸売小売業の34.2%増、運輸通信業の30.9%増、製造業の28.9%増の順となっている。しかし、参加人員でみると大部分の産業で前年より減少しており、製造業と建設業の2産業のみで増加がみられた。このうち製造業での増勢はとくに顕著で、対前年比51.3%増と大幅である。作業停止による損失日数を産業別に対比しても、36年は製造業で前年の約3.7倍の約351万日と、どの産業よりも増加が大きかった。これについて運輸通信業の約2.7倍、建設業の約2.5倍などでの増加がめだっている。

第5-30表 労働争議の産業別構成比の動き

第5—30表 労働争議の産業別構成比の動き（争議行為を伴う争議）（%）

産 業	件 数			参 加 人 員		
	32 年	35 年	36 年	32 年	35 年	36 年
全 産 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	17.2	5.7	5.7	32.5	18.3	17.8
建 設 業	1.0	1.1	2.2	0.0	1.6	1.9
製 造 業	53.3	44.5	54.5	28.4	29.6	49.2
卸 売 小 売 業	2.7	2.2	2.9	0.6	0.5	0.5
金 融、保 険 業	1.2	1.8	1.1	0.2	1.4	0.4
運 輸 通 信 業	14.1	15.2	19.0	29.0	22.1	18.9
電 気・ガ ス・水 道 業	0.8	2.6	1.1	1.3	3.1	3.3
サ ー ビ ス 業	6.7	8.3	8.2	4.4	5.2	4.6
公 務	1.8	17.8	5.1	2.4	16.7	3.3
そ の 他	1.2	0.8	0.3	1.1	1.5	0.1

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 「その他」なかには、農林漁業、不動産業および分類不能の産業を含む

なお、争議行為をともなう争議の件数、行為参加人員を産業別構成比の動きでみると、製造業の占める割合は、

件数,人員とも前年に比べてその割合が大幅に増加しており,36年の争議が製造業を中心に展開されていることを示している(第5-30表)。

(注)製造業の作業停止争議の動きを全体に占める製造業の件数,参加人員の割合の推移でみると,件数では29年以降大体50%台を上下していて比較的変動が少ないが,34年からは徐々にその割合が高まっている。これに対して,参加人員の方は33年以前に比べて,34年以降製造業での割合が一段と高くなり,とくに36年にはこの割合がはじめて50%を突破するにいたつた(第5-7図)。

争議の増勢が強かつた製造業について中分類別の動きをみると,36年には全織が2年ぶりに賃金闘争を実施したことによつて,繊維工業で著増したのをはじめ,主要な産業でいずれも作業停止争議が大幅に増加している。

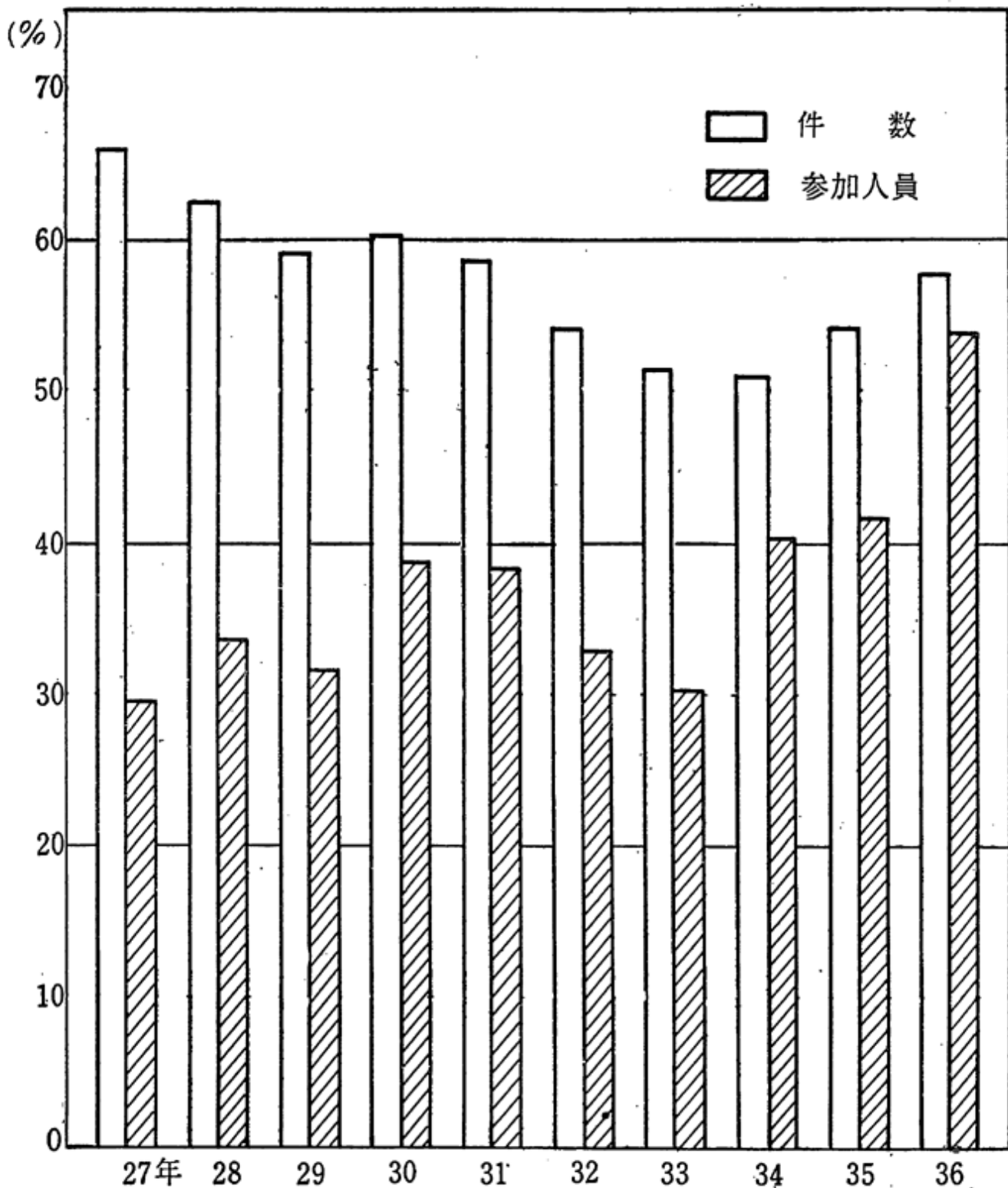
これをまず行為参加人員でみると,前年大手組合でストを回避した鉄鋼および非鉄が36年にはそれぞれ前年の14倍,8倍と著しい増加となつたほか,食料品の4.2倍,金属製品の2.3倍,木材,輸送用機器のいずれも約2倍などでとくに増勢が強まつた。

作業停止にともなう損失日数でも,同様の理由で鉄鋼が前年の約5.3倍にふえたのをはじめ,輸送用機器の約5倍,食料品の約4.2倍,金属製品の約3.5倍,機械の約2.5倍などを中心に増加が目立つている。

このように好況の中心部門となつた金属機械関連産業は,前年につづき大きい比重を示し,36年では製造業全体の作業停止争議件数の約43%に当る347件を占めている。一方,中小企業の争議の動向を反映して食料品等でもかなりの増加がみられた(付属統計表第65表参照)。

第5-7図 製造業の作業停止争議件数,参加人員の割合の推移

第5-7図 製造業の作業停止争議件数, 参加人員の割合の推移



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 全産業の件数, および参加人員を100とした比率を示す

つぎに,規模別にみると中小企業の争議(争議行為をともなうもの)発生企業数は30年以降年々増加し,36年には前年に比べ規模1,000人以上の22.9%増に対し,500~999人は35.3%増,100~499人は53.9%増と規模が低下するにしたがつて増加率が高くなっている。ただ,100人未満の規模については前年すでに34年より

倍近い水準に増加していたため、36年の増加率は19.5%にとどまった。これをやや長期的に36年の発生企業数の30年のそれに対する倍率でみると、規模1,000人以上の2.7倍に対して、100人未満の規模では4.1倍とかなり高くなっている。また、規模別の構成比でも35、36年には1,000人以上の規模での割合が低下気味である反面、それ未満の規模での上昇が目立っている。

第5-31表 規模別労働争議発生企業数の推移

第5—31表 規模別労働争議発生企業数の推移
(争議行為を伴う争議)

年	規 様 計	1,000人以上	500~999人	100~499人	100人未満
30年	847(100.0)	258 (30.5)	86 (10.2)	235 (27.7)	268 (31.6)
31	1,087(100.0)	338 (31.2)	122 (11.2)	298 (27.4)	329 (30.2)
32	1,757(100.0)	533 (30.3)	176 (10.0)	418 (23.8)	630 (35.9)
33	2,509(100.0)	643 (25.6)	291 (11.6)	720 (28.7)	852 (34.0)
34	1,746(100.0)	534 (30.6)	258 (14.8)	438 (25.1)	482 (27.6)
35	2,459(100.0)	573 (23.3)	272 (11.1)	678 (27.6)	925 (37.6)
36	3,222(100.0)	704 (21.8)	368 (11.5)	1,044 (32.4)	1,106 (34.3)

(総争議に対する比率)					(%)
30年	65.1	82.4	68.8	64.0	54.0
31	63.3	74.3	70.1	59.7	55.9
32	72.3	86.2	70.4	67.4	66.8
33	74.9	80.5	77.2	76.6	68.9
34	73.8	84.4	85.4	69.8	60.0
35	79.9	80.0	87.2	80.7	76.5
36	79.4	80.2	82.5	80.9	76.6

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 1) 30年以降より本集計が実施されている

2) ()内の比率は規模別発生企業数の構成比率である

3) 規模計の数字が規模別内訳の合計とあわない年は規模不明の件数があるためである

中小企業の争議の傾向で特徴的なのは、最近総争議に対する争議行為をとともなう争議の比率が逐年高くなっていることである。とくに100人未満の規模ではこの比率が30年の54.0%から36年の76.6%と6年間に22.6ポイントの上昇を示している。これを500~999人の規模でみると13.5ポイントの上昇にとどまり、1,000人以上では逆に2.2ポイント低下している。このように、最近好況が中小企業に波及したこともあつて中小企業の労働争議は大幅に増加をつづけると同時に争議行為をとともなうものがふえる動きがみられる(第5-31表)。